



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

発行: 館崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki_kaikei@lake.ocn.ne.jp

3

2018

いつもお世話になっております。

春の陽気が待ち遠しい今日この頃、いかがお過ごしですか。

それでは、今月の事務所便りをお届けします。

改正情報

2018年度税制改正 資産課税編

前月号に続き、2018年度税制改正のうち事業承継税制と小規模宅地等の改正について概観していきます。

●事業承継税制の特例の創設

現行の事業承継税制（非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予）に加え特例措置を創設しました。その内容は次の通りです。

(1) 適用要件の緩和

① 全株式が納税猶予の対象となる。② 猶予割合 100%。③ 雇用要件は弾力化され、5年後に経営の悪化等で平均8割の要件を満たさなくなっても、一定の要件を充足すれば納税猶予の期限は確定しない。④ 代表者以外の者からの株式贈与も対象とする。⑤ 承継者が贈与者の推定相続人以外の者でも一定の要件を満たせば相続時精算課税の適用を受けることができる。⑥ 承継人は最大3人まで可、その全員が代表権をもつ。

(2) 環境変化に対応した負担軽減

経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、5年経過後に非上場株式の譲渡、合併により消滅、又は解散を余儀なくされた場合には、その時の株式を相続税評価額で再評価して贈与税額等（贈与、相続、遺贈を含む）を計算し、当初の猶予税額を下回る場合には、その差額を、免除する（譲渡、合併の場合には制限あり）。

この特例適用は平成30年1月1日から平成39年12月31日迄の間の贈与等です。しかし、適用可否の重要な点は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間に一定の承継計画を都道府県に提出、かつ経営承継円滑化法の認定を受けていることが前提となっていることです。

改正の背景

現在、中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていないとされています。この現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れがあると指摘されています。そのため、事業承継をより円滑に行えるよう税制の面からもバックアップしようとするものです。（従来の納税猶予制度の要件を緩和し、納税者が利用しやすい制度へと特例措置が講じられました。）

●小規模宅地等の特例の見直し

(1) 持ち家に住んでいない者に係る特定居住用宅地等の特例の対象者の範囲から、次の者を除外する。

① 相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者の同族会社等が有する国内にある家屋に居住したことが